

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市長は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

後期高齢者医療事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者の選定の際にその情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

尼崎市長

公表日

令和3年5月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務								
②事務の内容	<p>市町村は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報が高齢者医療確保法及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <p>①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ③特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑤徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑥高額医療・高額介護の連携情報を管理する。 ⑦被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p>								
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満				
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	後期高齢者医療制度システム								
②システムの機能	<p>【資格機能】</p> <p>①65歳以上の住民及び同一世帯員情報を広域連合に提供する機能 ②広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能 ③被保険者証(短期証を含む)発行情報を管理する機能 ④住所地特例情報を広域連合に提供する機能 ⑤広域連合と資格情報を連携する機能</p> <p>【賦課機能】</p> <p>①賦課期日時点の被保険者及び同一世帯員の所得・課税情報を広域連合に提供する機能 ②所得照会、簡易申告書の所得情報を広域連合に提供する機能 ③広域連合から提供された賦課情報を管理する機能 ④保険料期割情報を管理する機能 ⑤特別徴収情報を管理する機能 ⑥広域連合と賦課情報を連携する機能</p> <p>【徴収機能】</p> <p>①納付書作成を管理する機能 ②収納を管理する機能(納入済通知書、口座振替、特別徴収結果) ③過誤納金を管理する機能 ④滞納を管理する機能 ⑤口座振替情報を管理する機能 ⑥決算処理(月次、本決算、滞納繰越決算) ⑦保険料納付確認書の発行を管理する機能 ⑧広域連合と収納情報・滞納情報を連携する機能【資格機能】</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()									
システム2～5									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の59の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の80・83の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第43条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の82の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務局 市民サービス部 後期高齢者医療制度担当
②所属長の役職名	後期高齢者医療制度担当課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者及び同一世帯員並びに被保険者及び同一世帯員であったものの一部
その必要性	被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収及び医療費の支給のため、被保険者の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報は対象者を正確に特定するため ・4情報、連絡先及びその他住民票関係情報は①被保険者の資格管理のため②本人への連絡等のため③死亡・転出などによる世帯情報の変更による一部負担金の割合の変更を確認するため ・地方税関係情報は一部負担金の限度額判定、標準負担額減額認定及び保険料賦課決定・減免判定等に必要のため ・医療保険関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報は適正な医療給付の支給等に必要のため ・障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報は被保険者資格の得喪に必要なため ・年金関係情報は保険料特別徴収の決定に必要なため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	後期高齢者医療制度担当、阪急塚口サービスセンター、JR尼崎サービスセンター、阪神尼崎サービスセンター、北部保健福祉センター、南部保健福祉センター

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、国民健康保険主管課、介護保険主管課、保護課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村、兵庫県後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
④使用の主体	使用部署	後期高齢者医療制度担当、阪急塚口サービスセンター、JR尼崎サービスセンター、阪神尼崎サービスセンター、北部保健福祉センター、南部保健福祉センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ③特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑤徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑥高額医療・高額介護の連携情報を管理する。 ⑦被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。
	情報の突合	住基情報と申請内容を突合して被保険者及び同一世帯員を確認する。【①④⑤】 ・地方税関係情報と被保険者及び同一世帯員を突合して所得額を確認する。【②④⑤】 ・年金関係情報と保険料額を突合して特別徴収を決定する。【③④⑤】 ・介護・高齢福祉情報と医療給付内容を突合して高額介護合算情報を確認する。【⑥】 ・統合宛名システムの情報と住登外者の申請・届出内容を突合し、住登外者を確認する。【⑦】
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
システム運用保守		
①委託内容	後期高齢者医療制度システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通グループ尼崎市国保系新システム導入業務等共同事業体	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・ 事前に再委託に関する許諾申請を行わせ、個人情報の取扱いやセキュリティ対策等のデータ保護が十分に講じられていることを確認したうえで許可している。 ・ なお、再委託の相手方は、委託先と一体となって当該システムの開発に参画していた事業者であることから、運用保守業務において、リスクが拡大する恐れはない。
	⑥再委託事項	国保システムの運用保守業務の一部
委託事項2～5		
委託事項2		
窓口受付業務		
①委託内容	各地区窓口における届出の受付業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない
提供先1	兵庫県後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の80の項
②提供先における用途	高齢者医療確保法による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療ファイルと同様
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時・日次・月次・年次連携
提供先2～5	
提供先2	厚生労働大臣(日本年金機構)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の83の項
②提供先における用途	高齢者医療確保法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	高齢者医療確保法第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の開始・中止・変更
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	月次・年次
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	総務局 情報化推進担当 情報政策課
①法令上の根拠	番号法
②移転先における用途	統合宛名システムの宛名情報を作成する。
③移転する情報	個人番号、基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、宛名番号(統一コード)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者資格の取得・喪失、賦課・徴収の情報として必要となる住民登録外の者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	申請・届出等により、住民登録外の者の情報を登録、更新する都度
移転先2～5	
移転先2	総務局 市民サービス部 市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号の2、同法施行令第3条の2
②移転先における用途	住民票に記載する。
③移転する情報	後期高齢者医療資格取得・喪失年月日
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療の被保険者又は被保険者であった者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	後期高齢者医療の被保険者となった又は被保険者資格を喪失した都度
移転先3	健康福祉局 福祉部 介護保険事業担当
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の68の項 別表第2の93の項
②移転先における用途	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

特定個人情報ファイル記録項目については、添付資料 別紙1参照

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
後期高齢者医療ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク： 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度システムへの情報の登録の際に、届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・申請書等は一人につき一通ずつ記載する書面様式として、申請者が本人以外の申請を誤って行うことのないようにする。 ・統合宛名システムの登録内容や既存住民基本台帳システムを用いて確認を行う。 ・他の機関及び庁内連携を通じて入手する際も、対象者以外の情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。 ・申請書等に記載された情報以外は入力できない仕組みとなっている。 ・申請書等の内容をシステムに入力後、申請書等と入力内容を照合、確認を行う。 ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。 ・不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返還する。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
3. 特定個人情報の使用							
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みである。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みであり、事務に必要な情報との紐付けはシステムの的に不可能である。 ・統合宛名システムでは、権限を持つ者のみにアクセスを制限している。 ・後期高齢者医療制度システム内では、後期高齢者医療情報その他後期高齢者医療事務に必要な情報のみアクセスすることができ、必要の無い操作、処理は行えないようアクセス制限を行っている。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[行っている] <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 行っている	2) 行っていない		
＜選択肢＞							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、二要素認証を実施する。 ・認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<ul style="list-style-type: none"> ・端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・スクリーンセーバの解除は、再度ID/パスワードの入力、顔認証を行いログインすることが必要となる。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・承諾・必要がある場合を除き、特定個人情報が記載された書類等の複写は行わない。 ・各支所窓口における届出の受付業務の委託先においては、後期高齢者医療システム端末の設置は行わない。 							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>尼崎市特定個人情報取扱規程(平成17年尼崎市訓令第1号。以下「尼崎市特定個人情報取扱規程」という。)に基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。 ・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。 ・データ等の漏えい、滅失、毀損、改ざん等の防止を行うこと。 ・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。 ・委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可する場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・各支所窓口における届出の受付業務の委託先においては、後期高齢者医療システム端末の設置は行わない。 ・特定個人情報ファイルが不適切に取り扱われている事由が判明した場合は、契約解除や損害賠償を請求する。 		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>【提供】尼崎市特定個人情報取扱規程第17条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等に規定のあるとき又は事務若しくは事業の遂行上必要かつ適切と認められる場合に限られる。 ・尼崎市個人情報保護条例第8条の規定により目的外提供する場合は、あらかじめデータ保護管理者と協議し、必要に応じて、データの内容、提供先における利用目的等について、書面を取り交わす。 <p>【移転】尼崎市特定個人情報取扱規程第16条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用申請には、尼崎市個人情報保護条例第8条の規定により目的外利用が認められる場合に利用を承認する。 <p>【確認の方法】尼崎市個人情報保護条例第8条</p> <p>保有個人情報を目的外利用又は提供したときは、遅滞なく、その旨を審査委員会に報告しなければならない。</p>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムは、データの移転が認められた移転先からのみアクセスを許可し、データを移転している。 ・違反行為を行った場合は、法令の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項の規定により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特定個人情報をフラッシュメモリを用いて移転する場合は、セキュリティ機能付きのものを用い、かつ、データの暗号化の措置を施したうえで移転を行う。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	評価書番号2「統合宛名システム 全項目評価書」参照		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	評価書番号2「統合宛名システム 全項目評価書」参照		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
情報提供ネットワークシステムへの接続については、統合宛名システムを経由して行うこととしている。 その接続に係るリスク対策については、評価書番号2「統合宛名システム 全項目評価書」に詳述しているため、参照されたい。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・保管期間の過ぎた特定個人情報の消去処理は、年間スケジュールの中に入れており、スケジュールに沿って定期的に消去処理を行っている。また、消去処理は、オンライン処理時間外の夜間等を実施し、消去処理終了後、対象データが削除されたかの確認を行うため、消去漏れはない。 ・後期高齢者医療ファイルは定期的にデータのバックアップを行うとともに、不慮の事故等による毀損、滅失を防ぐために分散して保管する。			

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 情報化推進担当 情報公開・統計担当
②請求方法	尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号)の次の規定による。 開示請求:第13条 訂正請求:第26条 利用停止請求:第34条
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 市民サービス部 後期高齢者医療制度担当 06-6489-6836
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年5月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	文言関係	-	・組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。 ・人事異動に伴い、所属長氏名の記載を変更し	事後	特定個人情報保護評価指針の定める重要な変更にあたりなため。
平成28年5月1日	リスク対策関係	-	IV その他のリスク対策について、新たな対策を追記した。	事後	特定個人情報保護評価指針の定める重要な変更にあたりなため。
平成28年5月1日	定期的な評価書の見直し	-	VI 基礎項目評価 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成29年2月27日	法令上の根拠	-	I 基本情報 個人番号の利用と情報連携について、法令上の根拠を追記した。	事後	特定個人情報保護評価指針の定める重要な変更にあたりなため。
平成29年2月27日	事務担当部署	後期高齢者医療制度担当	後期高齢者医療制度担当、地域福祉担当、阪急塚口サービスセンター、JR尼崎サービスセンター、阪神尼崎サービスセンター、(仮称)北部保健福祉センター、(仮称)南部保健福祉センター	事後	-
平成29年2月27日	使用部署	尼崎市事務分掌規則(平成11年尼崎市規則第24号)及び尼崎市事業所事務分掌規則(平成11年尼崎市規則第25号)において後期高齢者医療制度にかかる事務の分掌を規定されている部署	後期高齢者医療制度担当、地域福祉担当、阪急塚口サービスセンター、JR尼崎サービスセンター、阪神尼崎サービスセンター、(仮称)北部保健福祉センター、(仮称)南部保健福祉センター	事後	-
平成29年2月27日	特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	窓口受付業務について、民間業者に委託するため委託事項3に各項目を追記した。	事後	-
平成29年2月27日	リスク対策	-	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 について、窓口受付業務の民間業者委託関連のリスク対策を追記した。	事後	-
平成29年5月1日	リスク対策関係	-	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 について、新たなリスク対策を追記した。	事後	特定個人情報保護評価指針の定める重要な変更にあたりなため。
平成29年5月1日	定期的な評価書の見直し	-	VI 基礎項目評価 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成30年5月1日	委託先の変更	日本ユニシス株式会社	富士通グループ尼崎市国保系新システム導入業務等共同事業体	事後	-
平成30年5月1日	再委託の有無の変更	アトラス情報サービス株式会社	-	事後	-
平成30年5月1日	委託先の削除	再委託しない	再委託する	事後	リスクの拡大にはあたらないため。

平成30年5月1日	定期的な評価書の見直し	-	VI 基礎項目評価 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成30年5月1日	(別添2)ファイル記録項目	-	委託先の変更による記録項目の名称等の変更	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年5月31日	定期的な評価書の見直し	-	VI 基礎項目評価 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和2年6月1日	定期的な評価書の見直し	-	VI 基礎項目評価 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和3年5月31日	定期的な評価書の見直し	-	VI 基礎項目評価 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和3年5月31日	文言関係		IV 開示請求、問い合わせ ・請求先の記載を変更 ・電話番号を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の定める重要な変更にあたらないため。